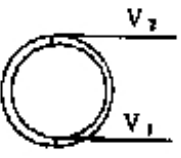
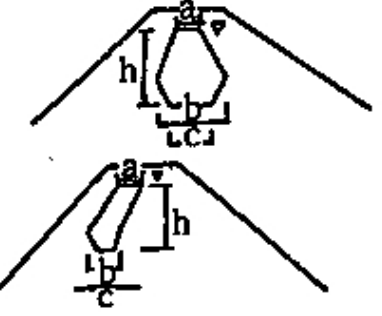


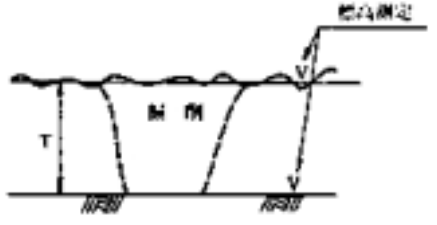


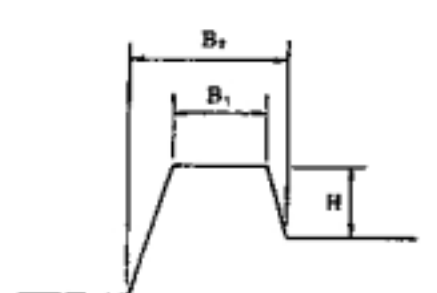
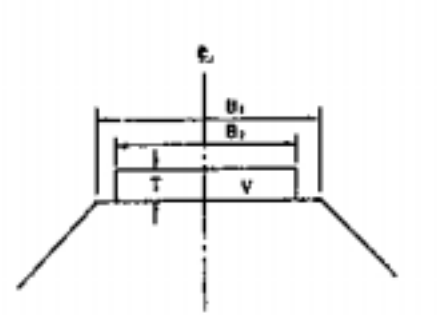


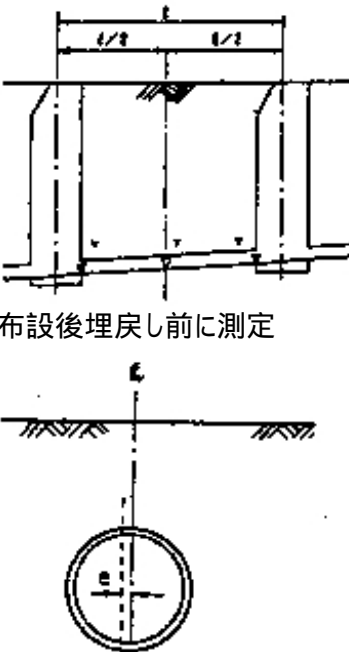
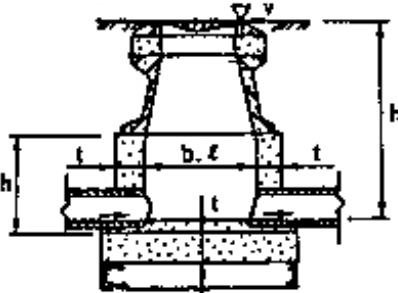
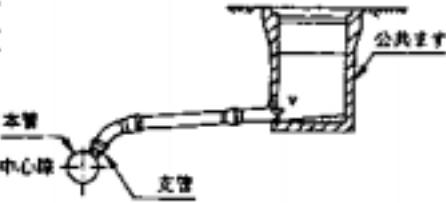
出来高管理基準及び規格値

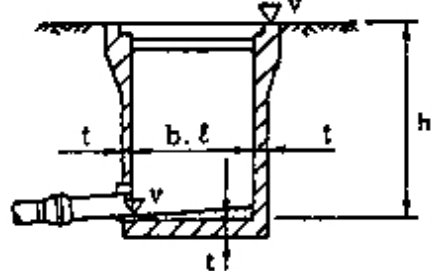
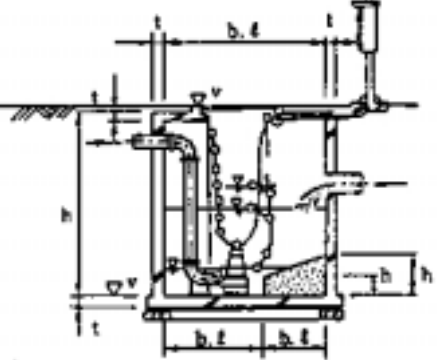
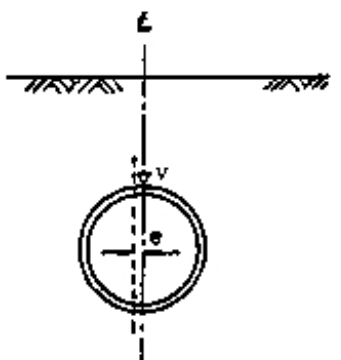
(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	農地編	1	5	1	布設 管水路 (コンクリート 二次製品) (鑄鉄管) (鋼管) (硬質塩化ビ ニル管)	基準高(V) 施行延長 L	± 50 -0.1% ただし、施行延長 200m 未満 200	設計図書に示された基準高については、施行 延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定 する。		Vは管底(V1)を原則とする が、管底での測定作業が 困難な場合は、管頂上 (V2)でもよい。
9	農地編	2	3	ため池 (刃金工)	ため池 出し及び 転圧	厚さ a、b、c	± 50	計画測点毎に測定、測点間隔が 10m 以上 の場合は 10m 毎に測定点を増す。		
						高さ h	± 50			
						基準高	± 50			
							± 0.1% ただし、施行延長 150m 未満 150			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	5 基盤造成		テラス (階段畑)	法勾配	+2% -1%	テラス延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。 測定単位 cm とする。		
						造成高	±10% ただし、造成については排水できるようにすること。			
9 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	7 耕土		耕土掘り起し	耕起深	果樹 +100 - 50 野菜 + 50 -10	各階段ごとにテラス延長 100m 当たり 1 箇所測定。ただし、100m 未満 1 箇所とする。		
9 農地編	3 農用地造成				園内道路	法勾配	+2% -1%	施工延長おおむね 100m 当たり 1 箇所測定する。 測定単位 cm とする。		
						幅員	+300 -100			
						側溝幅員	+100 - 50			
9 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	5 基盤造成		改良山成	基準高	切土 ±100 ただし、切土量の 1%以内 盛土 ±300			
						法勾配	+2% -1%			
9 農地編	3 農用地造成	2 農用地造成	7 耕土		耕土掘り起し	耕起深	果樹 +100 - 50 野菜 + 50 -10	10a 当たり 2 箇所測定する。		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	管理基準値	(参考)規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	4	3	1		表土扱	厚さ(T)	+20% -10%	-20%	10a 当たり3点以上 (標高差測定又は試掘りによる。)		
9	4	3	5		基盤整地	基準高(V)	指定したとき ± 100	± 150	10a 当たり3点以上 (標高測定する。)		基準高は、基盤面の高さとする。
					田園整地	均平度()	± 35	± 50	10a 当たり3点以上 (標高測定する。)		均平度は、表土埋戻し後に測定する。
9	4	3	4		畦畔工	高さ(H)	+100 -35	-50	施行延長おおむね 200m につき 1ヶ所の割合で測定する。施工延長を示さない場合は、1 畝区につき 1 箇所の割合で測定する。		
						幅(B)	+100 -35	-50			
9	4	4	1		道路工 (砂利道)	基準高(V)	指定したとき ± 100	± 150	幹線道路は、施工延長 50m につき 1 箇所の割合で測定する。 支線道路は、施工延長おおむね 200m につき 1 箇所の割合で測定する。		
						厚さ(T)	± 30	-45			
						幅(B)	+150 -100	-150			
						施行延長		-0.2% ただし、200m 未満 -400			

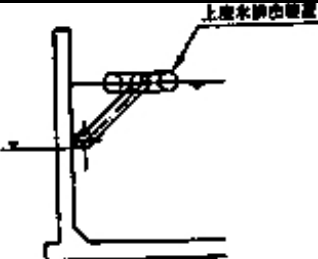
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 農地 編					管路施設 (管路工)	基準高(V)	± 30	上下流マンホール端部及び中間点 毎	<p>管布設後埋戻し前に測定</p>  <p>管布設後埋戻し前に測定</p>	<p>自然流下における開削工の埋設 管路に適用</p> <p>中間点については、管頂高を測定 し計算により算出する。</p> <p>管布設後埋戻し前に測定</p>
						勾配	-	逆勾配及び零勾配でないこと		
						中心線のずれ(e)	± 50	上下流マンホール端部及び中間点 毎		
						延長(L)	± 100	マンホール間距離毎		
9 農地 編					マンホール施設 (全体)	基準高(V)	± 30	マンホール毎	<p>マンホールと管の接合部を含む</p>  <p>但し、二次製品の場合は幅又は内 径、長さ、高さ、厚さについては規格証 明書により確認することができる。</p>	
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
9 農地 編					マンホール施設 (取付管)	基準高(V)	± 30	公共ます及び本管との接合毎	<p>管布設後埋戻し前に測定</p>  <p>管布設後埋戻し前に確認</p>	
						中心線のずれ(e)	± 50	本管取付部については取付管の管 底が本管の中心線より上方であるこ と		

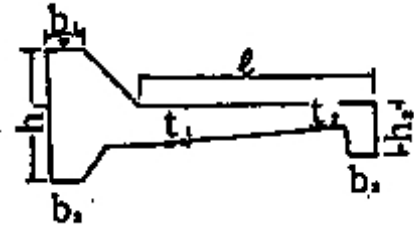
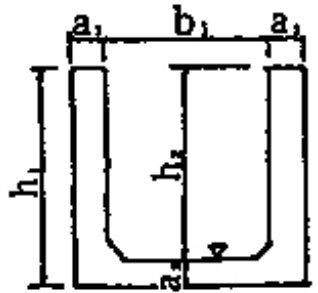
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	農地編				公共ます(全体)	基準高(V)	± 30	公共ます毎 公共ますと管路の接合部、ます壁体の接合部及びます底部から地下水等の侵入が防止できるように施工されていること。		公共ますと取り付け管の接合部を含む。
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
9	農地編				中継ポンプ施設(ポンプます)	基準高(V)	± 30	ポンプます毎 ポンプますと管路の接合部、ポンプます壁体の接合部及びポンプますの底部から汚水の漏水、地下水の侵入が防止できるように施工されていること。 路面に設置する場合には、蓋又はポンプます上端部は、路面と段差がなく、かつなめらかに据え付けられていること。また雨水等の浸入が防止できるように施工されていること。		但し、二次製品の場合は幅又は内径、長さ、高さ、厚さについては規格証明書により確認することができる。
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
9	農地編				中継ポンプ施設(圧送管)	基準高(V)	± 30	吐出管末端部及びおおむね 20m に 1箇所。		管布設後埋め戻し前に測定
						中心線のずれ(e)	± 50			
										管布設後埋め戻し前に確認

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9 農地編					汚水処理施設 (コンクリート構造物)	基準高(V)	± 30	水槽及び水路毎		ホッパー部含む
						幅又は内径(b)	-30			
						長さ(L)	-30			
						高さ(h)	-30			
						厚さ(t)	-20			
9 農地編					汚水処理施設 (ばっ気沈砂槽)	砂溜槽流出開口部の基準高(V)	± 30	施設毎		
9 農地編					汚水処理施設 (流量調節槽)	設置高さ(h)	± 5	1箇所選定		
						中心線位置(b)	± 5	散気装置毎		
						基準とする散気装置とのずれ(e)	± 5			
						立下り管間隔(L 及び L')	± 5	立下り管間隔毎		
9 農地編					汚水処理施設 (沈砂分離施設)	流入・流出管の開口部基準高(V)	± 30	開口部毎 流出開口部の基準高は流出開口部より高くないこと。		

出来高管理基準及び規格値

(単位:mm)

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	農地編				汚水処理施設 (回分槽)	上澄水排出部基準高(v)	± 30	施設毎		
9	農地編				汚水処理施設 (沈殿施設)	越流トラフ流出部基準高(v)	± 30	施設毎		
9	農地編				汚水処理施設 (消毒施設)	消毒器施設面及び流出部の開口部基準高(v)	± 30	施設毎		
9	農地編				汚水処理施設 (汚泥濃縮槽)	越流トラフ流出部又は脱離液流出管の基準高(v)	± 30	施設毎		
9	農地編				汚水処理施設 (汚泥濃縮貯留槽)	脱離液流出管の基準高(v)	± 30	(1箇所測定)		
						(散気装置)設置高さ(h)	± 5	基準とする散気装置		
						中心線位置(b)	± 5			
						基準とする散気装置とのずれ(e)	± 5	散気装置毎		
						立下り管間隔(L及びL')	± 5	立下り管間隔毎		
9	農地編				汚水処理施設 (汚泥貯留槽)	(散気装置)設置高さ(h)	± 5	1箇所測定		
						中心線位置(b)	± 5			
						基準とする散気装置とのずれ(e)	± 5			
						立下り管間隔(L及びL')	± 5			

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
9	農	地	編		頭首工	基準高	±20	構造図の寸法標示箇所を測定する。		
						幅 b	天端幅越流部 などの幅 ±20 水叩部 ±40			
						厚さ t	導流壁水叩部 +30 -20			
						高さ h	導流壁水叩部 +30 -20			
						長さ l	導流壁水叩部 +100 -65			
9	農	地	編		フリーム(開水路)	基準高	±20	基準高、厚さ、幅、高さについて施工延長1スパンにつき1箇所の割合で測定する。 中心線のズレ(直線部)については施工延長おおむね50mにつき1箇所の割合で測定する。なお、中心線のズレ(曲線部)については1スパンに1箇所の割合で測定する。 上記未満は2箇所測定する。		
						厚さ a	±10			
						幅 b	+25 -15			
						高さ h	±15			
						中心線のズレ	直線部 65 曲線部 130			
						施工延長	±0.1% ただし延長150m未満±150			